

マイナンバー提示のお願い

証券取引に当り、マイナンバーの提示義務が税法で定められています！

平成 28 年 1 月 1 日より、マイナンバー(個人番号)を証券取引を行う金融機関に提示していただく必要があります。

マイナンバーをご提示いただく際に、本人確認(個人番号と身元の確認)が、法令上義務付けられております。

個人番号とは、平成 27 年 10 月より、国民一人一人に個人番号という 12 桁から成る番号が市区町村から通知されます。この番号は、社会保障・税・災害対策の行政手続きにおいて、行政の効率化、国民の利便性の向上や、公平・公正な社会の実現のため利用されます。

当社におけるマイナンバーの利用目的については、当社「個人情報保護方針」に記載しております。

ご提出いただく書類

- 「個人番号カード」の裏表のコピー
もしくは
- 「通知カード」のコピー と 「本人確認書類」※
もしくは
- 「個人番号の記載のある住民票」の写し(コピー不可) と 「本人確認書類」※

※本人確認書類

ご提出いただきたい代表的な本人確認書類の例		提出の形
いずれか1つ ご提出ください	① 運転免許証 ⑤ 身体障害者手帳 ⑧ 在留カード ② 旅券(パスポート) ⑥ 精神障害者保健福祉手帳 ③ 療育手帳 ⑦ 特別永住者証明書 ④ 運転経歴証明書(交付年月日が平成 24 年 4 月 1 日以降のものに限る)	コピー
上記提出が困難 な場合、右記書 類を 2 つ以上ご 提出ください	① 各種健康保険証 ⑧ 国家公務員共済組合の組合員証 ② 特別児童扶養手当証書 ⑨ 地方公務員共済組合の組合員証 ③ 児童扶養手当証書 ⑩ 健康保険日雇特例被保険者手帳 ④ 国民年金手帳 ⑤ 私立学校教職員共済制度の加入者証 ⑥ 印鑑登録証明書(発行後、6 ヶ月以内に限る) ⑦ 住民票記載事項証明書(発行後、6 ヶ月以内に限る)	コピー
	住民票(写し) (発行後、6 ヶ月以内に限る)	原本